

## 大和川流域懇談会 情報公開方針

大和川流域懇談会規約第6条に基づく、情報公開の方法について以下のよう  
に定める。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

## (1) 会議の開催案内

- ・ 会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、大和川河川事務所ホームページに掲載する。

## (2) 会議の傍聴

- ・ 傍聴対象者は、制限を設けないことを原則とする。
- ・ 傍聴希望者は、可能な限り、希望者全体が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・ 一般傍聴者の審議時の発言は、原則認めないものとする。なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては、座長の判断による。

## (3) 審議結果の公表

- ・ 会議配布資料等は、大和川河川事務所ホームページにて公表する。
- ・ 議事録の詳録及び概要（発言要旨）については、出席委員の確認を得て大和川河川事務所ホームページにて公表する。
- ・ 会議配布資料等において、公開することが不適切と懇談会が判断した資料（貴重種の生息・生育範囲が特定可能な資料等）については公表しない。

以上